

滝川市地域防災計画新旧対照表

旧	新(R7. 8)	備 考
第 1 章 総則 第 1 節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき滝川市防災会議が作成する計画で、滝川市の地域に係る防災に関し、滝川市及び滝川市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱及び滝川市の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の受令及び伝達、避難、消火、救護、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関すること、又はそれに伴う労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関することなど災害対策等を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための対策について定め、本市防災の万全を期することを目的とする。 (略) 第 2 節 計画推進に当たっての基本となる事項 (略) 5 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u>、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (略) 第 5 節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 7 指定公共機関 <u>(追加)</u> (略) 9 公共的団体及び防災上重要施設の管理者 (略) <u>(5) 東日本電信電話株式会社 北海道事業部</u> <u>ア 気象官署からの気象警報を防災関係機関へ伝達すること。</u> <u>イ 必要に応じ電話電報の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>ウ 災害時における電気等通信の確保に関すること。</u> <u>(6)</u> 一般運送業者 ア 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。 イ 災害による復旧資材の輸送について協力すること。 <u>(7)</u> 危険物関係施設管理者	第 1 章 総則 第 1 節 計画策定の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき滝川市防災会議が作成する計画で、滝川市の地域に係る防災に関し、滝川市及び滝川市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱及び滝川市の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の受令及び伝達、避難、消火、救護、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関すること、又はそれに伴う労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関することなど災害対策等を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて市民<u>をはじめ観光客や外国人等、滝川市に滞在するあらゆる人々</u>の生命、身体及び財産を災害から保護するための対策について定め、本市防災の万全を期することを目的とする。 (略) 第 2 節 計画推進に当たっての基本となる事項 (略) 5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <u>6 東日本大震災や令和 6 年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本市の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u> <u>7 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</u> (略) 第 5 節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 7 指定公共機関 <u>(6) 東日本電信電話株式会社 北海道事業部</u> <u>ア 気象官署からの気象警報を防災関係機関へ伝達すること。</u> <u>イ 必要に応じ電話電報の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> <u>ウ 災害時における電気等通信の確保に関すること。</u> (略) 9 公共的団体及び防災上重要施設の管理者 (略) <u>(削除)</u> <u>(5)</u> 一般運送業者 ア 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。 イ 災害による復旧資材の輸送について協力すること。 <u>(6)</u> 危険物関係施設管理者	北海道地域防災計画修正により修正・追加・削除 (以下、「道修正」とする) 「道修正」 「道修正」 道の記載に合わせ、「9 公共的団体及び防災上重要施設の管理者」より移動。

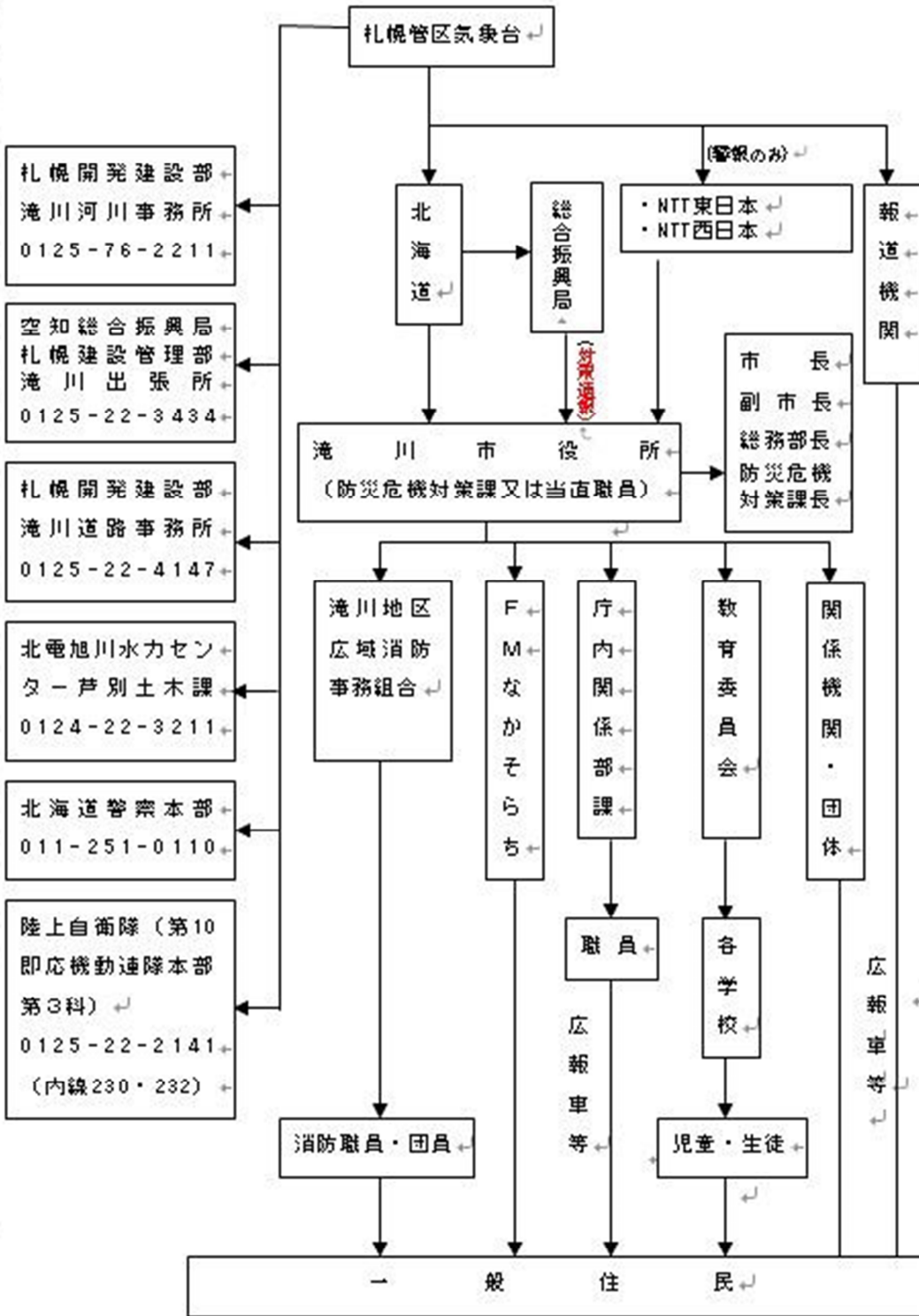
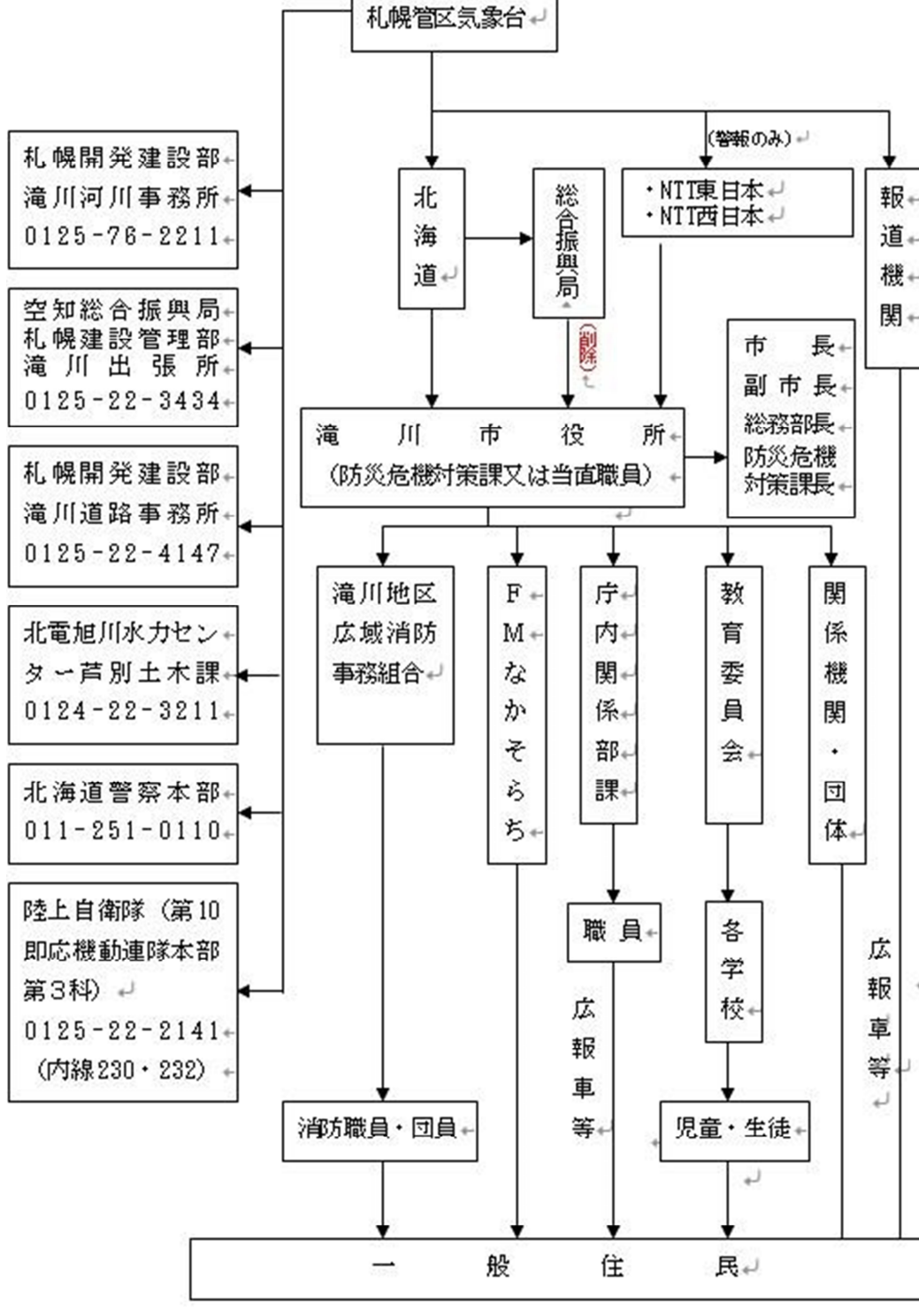
旧	新(R7. 8)	備 考																					
災害時における危険物の保安と供給の確保に関すること。 (8) 高圧ガス関係施設管理者 災害時における危険物の保安と供給の確保に関すること。 (9) 電気通信事業者 災害時における電気通信の確保に関すること。 (10) 滝川スカイスポーツ振興協会 ア 災害時における航空機による情報収集及び伝達に関すること。 イ 航空管制及び航空情報の提供並びに運航支援に関すること。 (11) 中空知広域水道企業団 ア 災害時における飲料水の確保及び給水に関すること。 イ 応急給水に関すること。	災害時における危険物の保安と供給の確保に関すること。 (7) 高圧ガス関係施設管理者 災害時における危険物の保安と供給の確保に関すること。 (8) 電気通信事業者 災害時における電気通信の確保に関すること。 (9) 滝川スカイスポーツ振興協会 ア 災害時における航空機による情報収集及び伝達に関すること。 イ 航空管制及び航空情報の提供並びに運航支援に関すること。 (10) 中空知広域水道企業団 ア 災害時における飲料水の確保及び給水に関すること。 イ 応急給水に関すること。																						
第6節 市民及び事業所の基本的責務 (略) 1 市民の責務 (略) (1) 平常時の備え (略) <u>(追加)</u> (2) 災害時の対策 (略) <u>(追加)</u>	第6節 市民及び事業所の基本的責務 (略) 1 市民の責務 (略) (1) 平常時の備え (略) <u>ク SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上</u> (2) 災害時の対策 (略) <u>キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</u>	「道修正」 「道修正」																					
第7節 滝川市の地勢と災害の概要 (略) 2 気象 本市の気候は、夏季に30度以上、冬季には氷点下20度以下の日が見られるなど、夏季と冬季の温度差が大きい典型的な内陸性の気候を呈している。<u>年間降水量も比較的多く、1,000mm～1,300mm内外で</u>雨の多い月は台風の影響を受ける8月、9月ごろである。 (略)	第7節 滝川市の地勢と災害の概要 (略) 2 気象 本市の気候は、夏季に30度以上、冬季には氷点下20度以下の日が見られるなど、夏季と冬季の温度差が大きい典型的な内陸性の気候を呈している。 <u>年平均気温は、気候変動の影響等により様々な変動を繰り返しながら上昇傾向にある。顕著な高温を記録した年は1990年代以降に集中し、特に近年は気温上昇の変化傾向が大きくなっている。</u> <u>年平均降水量は1,156mm（1991～2020）であり、</u>雨の多い月は台風の影響を受ける8月、9月ごろである。 (略) 3 災害の概要 (略)	「道修正」 気象庁発表の最新値に変更																					
<table><tr><th colspan="3">過去における災害の主な記録</th></tr><tr><th>発生年月日</th><th>災 害 の 概 要</th><th>被 害</th></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td></td><td></td></tr></table>	過去における災害の主な記録			発生年月日	災 害 の 概 要	被 害	<u>(追加)</u>			<table><tr><th colspan="3">過去における災害の主な記録</th></tr><tr><th>発生年月日</th><th>災 害 の 概 要</th><th>被 害</th></tr><tr><td colspan="3">(※追加分のみ記載)</td></tr><tr><td><u>S54. 5. 6</u></td><td><u>林野火災により被害を受けた。</u></td><td><u>江部乙町 1832- 7</u> <u>原野等</u> <u>12ha 焼失</u></td></tr></table>	過去における災害の主な記録			発生年月日	災 害 の 概 要	被 害	(※追加分のみ記載)			<u>S54. 5. 6</u>	<u>林野火災により被害を受けた。</u>	<u>江部乙町 1832- 7</u> <u>原野等</u> <u>12ha 焼失</u>	災害の追加 （災害対策本部設置・道への報告）
過去における災害の主な記録																							
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害																					
<u>(追加)</u>																							
過去における災害の主な記録																							
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害																					
(※追加分のみ記載)																							
<u>S54. 5. 6</u>	<u>林野火災により被害を受けた。</u>	<u>江部乙町 1832- 7</u> <u>原野等</u> <u>12ha 焼失</u>																					

旧	新(R7.8)				備 考
	<u>S54.10.20</u>	<u>台風20号による暴風雨で被害を受けた。</u> <u>1日の総雨量 74mm</u> <u>3日間の総雨量 105mm</u> <u>最大風速 11m</u>	<u>床下浸水</u> <u>道路</u> <u>公共施設被害</u> <u>公園樹倒木</u> <u>畑</u>	<u>30戸</u> <u>11カ所</u> <u>3件</u> <u>158本</u> <u>121ha</u>	
	<u>H4.7.30</u> <u>～7.31</u>	<u>前線の影響による大雨で被害を受けた。</u> <u>雨量 25mm/h、24時間雨量 77mm</u>	<u>床下浸水</u> <u>公共施設被害</u>	<u>1戸</u> <u>2カ所</u>	
	<u>R元.8.8</u> <u>～8.9</u>	<u>前線の影響による大雨で被害を受けた。</u> <u>8日雨量 17.0mm/h、9日雨量 20.5mm/h</u> <u>24時間雨量 128mm</u>	<u>道路冠水</u> <u>農地冠水</u>	<u>11カ所</u> <u>9カ所</u> <u>(8.8ha)</u>	
	<u>R2.8.7</u>	<u>低気圧通過による暴風により被害を受けた。</u> <u>最大風速 12m</u> <u>最大瞬間風速 24.6m</u>	<u>街路樹倒木等</u> <u>建物等被害</u>	<u>36カ所</u> <u>18カ所</u>	
	(略)				

旧										新(R7.8)										備考																																																																					
第2章 防災組織 (略) 第2節 災害対策本部 (略) 別表第1																														第2章 防災組織 (略) 第2節 災害対策本部 (略) 別表第1																														組織変更による修正																													
災害対策本部組織 (班名) (班長) (副班長) (構成) 統括班 防災危機対策課長 防災危機対策課 緊急情報調査班 観光課長 観光課長補佐 観光課 (スカイスポーツ担当) 総務班 総務課長 総務課長補佐 総務課・選挙管理委員会事務局 財務班 財政課長 財政課長補佐 財政課 企画班 企画課長 秘書課長 企画課・秘書課・駅周辺整備課 調査班 税務課長 会計課長 税務課・会計課・議会事務局 市民対策班 市民課長 保険医療課長 市民課・保険医療課・子育て応援課・こども発達支援センター 防疫・清掃班 くらし支援課長 くらし支援課長補佐 くらし支援課 商工班 産業振興課長 観光課長補佐 産業振興課・観光課 (スカイスポーツ担当除く) 農務班 農政課長 農政課長補佐 農政課・農業委員会事務局 避難対策班 福祉課長 介護福祉課長 福祉課・介護福祉課 (地域包括支援センターを含む) 監査事務局・江部乙支所・健康づくり課 土木班 土木課長 土木課長補佐 土木課 建築住宅施設班 建築住宅課長 建築住宅課長補佐 建築住宅課 都市計画施設班 都市計画課長 都市計画課長補佐 都市計画課 下水道施設班 土木課長 土木課長補佐 土木課 教育対策班 教育総務課長 学校運営課長 教育総務課・学校運営課・滝川西高等学校事務局 避難所対策班 社会教育課長 社会教育課主幹 社会教育課 (図書館・美術自然史館・こども科学館・郷土館を含む) 医療班 事務課長・医事課長・(市立病院)各課長 滝川市立病院 消防本部・滝川消防署・滝川消防団 滝川地区広域消防事務組合 本部 長 (市長) 副本部 長 (副市長) 本部員会議 市長 副市長 教育長 市立病院長 消防長 各部長職																														災害対策本部組織 (班名) (班長) (副班長) (構成) 統括班 防災危機対策課長 防災危機対策課 緊急情報調査班 観光課長 観光課長補佐 観光課 (スカイスポーツ担当) 総務班 総務課長 総務課長補佐 総務課・選挙管理委員会事務局 財務班 財政課長 財政課長補佐 財政課 企画班 企画課長 秘書課長 企画課・秘書課・駅周辺整備課 調査班 税務課長 会計課長 税務課・会計課・議会事務局 市民対策班 市民課長 保険医療課長 市民課・保険医療課・子育て応援課・こども発達支援センター 防疫・清掃班 くらし支援課長 くらし支援課長補佐 くらし支援課 商工班 産業振興課長 観光課長補佐 産業振興課・観光課 (スカイスポーツ担当除く) 農務班 農政課長 農政課長補佐 農政課・農業委員会事務局 避難対策班 福祉課長 介護福祉課長 福祉課・介護福祉課 (地域包括支援センターを含む) 監査事務局・江部乙支所・健康づくり課 土木班 土木課長 土木課長補佐 土木課 建築住宅施設班 建築住宅課長 建築住宅課長補佐 建築住宅課 都市計画施設班 都市計画課長 都市計画課長補佐 都市計画課 下水道施設班 土木課長 土木課長補佐 土木課 教育対策班 教育総務課長 学校運営課長 教育総務課・学校運営課・滝川西高等学校事務局 避難所対策班 社会教育課長 社会教育課主幹 社会教育課 (図書館・美術自然史館・こども科学館・郷土館を含む) 医療班 事務課長・医事課長・(市立病院)各課長 滝川市立病院 消防本部・滝川消防署・滝川消防団 滝川地区広域消防事務組合 本部 長 (市長) 副本部 長 (副市長) 本部員会議 市長 副市長 教育長 市立病院長 消防長 各部長職																																																											

旧				新(R7.8)				備 考	
第3章 災害情報通信計画				第3章 災害情報通信計画				「気象庁発表基準変更に伴う修正」	
第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画				第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画					
1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準				1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準					
(1) 注意報発表基準				(1) 注意報発表基準					
大 雨※1	表面雨量指数基準	9		大 雨※1	表面雨量指数基準	9			
	土壌雨量指数基準	90			土壌雨量指数基準	102			
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.8 熊穴川流域＝4.6		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.9 熊穴川流域＝4.6			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
強 風	平均風速	12m/s		強 風	平均風速	12m/s			
風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う		風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う			
大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m		大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m			
雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合				
融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計				
濃 霧	視程	200m		濃 霧	視程	200m			
乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％			乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％				
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上			なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上				
低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い			低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い				
霜	最低気温 3℃以下			霜	最低気温 3℃以下				
着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				「気象庁発表基準変更に伴う修正」	
(2) 警報発表基準				(2) 警報発表基準					
大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15	大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15		
	土砂災害	土壌雨量指数基準	153		土砂災害	土壌雨量指数基準	141		
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
(略)				(略)					「気象庁発表基準変更に伴う修正」
第3章 災害情報通信計画				第3章 災害情報通信計画					
第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画				第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画					
1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準				1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準					
(1) 注意報発表基準				(1) 注意報発表基準					
大 雨※1	表面雨量指数基準	9		大 雨※1	表面雨量指数基準	9			
	土壌雨量指数基準	90			土壌雨量指数基準	102			
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.8 熊穴川流域＝4.6		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.9 熊穴川流域＝4.6			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
強 風	平均風速	12m/s		強 風	平均風速	12m/s			
風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う		風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う			
大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m		大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m			
雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合				
融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計				
濃 霧	視程	200m		濃 霧	視程	200m			
乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％			乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％				
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上			なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上				
低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い			低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い				
霜	最低気温 3℃以下			霜	最低気温 3℃以下				
着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				「気象庁発表基準変更に伴う修正」	
(2) 警報発表基準				(2) 警報発表基準					
大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15	大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15		
	土砂災害	土壌雨量指数基準	153		土砂災害	土壌雨量指数基準	141		
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
(略)				(略)					「気象庁発表基準変更に伴う修正」
第3章 災害情報通信計画				第3章 災害情報通信計画					
第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画				第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画					
1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準				1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準					
(1) 注意報発表基準				(1) 注意報発表基準					
大 雨※1	表面雨量指数基準	9		大 雨※1	表面雨量指数基準	9			
	土壌雨量指数基準	90			土壌雨量指数基準	102			
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.8 熊穴川流域＝4.6		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.9 熊穴川流域＝4.6			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
強 風	平均風速	12m/s		強 風	平均風速	12m/s			
風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う		風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う			
大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m		大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m			
雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合				
融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計				
濃 霧	視程	200m		濃 霧	視程	200m			
乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％			乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％				
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上			なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上				
低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い			低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い				
霜	最低気温 3℃以下			霜	最低気温 3℃以下				
着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				「気象庁発表基準変更に伴う修正」	
(2) 警報発表基準				(2) 警報発表基準					
大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15	大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15		
	土砂災害	土壌雨量指数基準	153		土砂災害	土壌雨量指数基準	141		
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
(略)				(略)					「気象庁発表基準変更に伴う修正」
第3章 災害情報通信計画				第3章 災害情報通信計画					
第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画				第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画					
1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準				1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準					
(1) 注意報発表基準				(1) 注意報発表基準					
大 雨※1	表面雨量指数基準	9		大 雨※1	表面雨量指数基準	9			
	土壌雨量指数基準	90			土壌雨量指数基準	102			
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.8 熊穴川流域＝4.6		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.9 熊穴川流域＝4.6			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
強 風	平均風速	12m/s		強 風	平均風速	12m/s			
風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う		風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う			
大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m		大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m			
雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合				
融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計				
濃 霧	視程	200m		濃 霧	視程	200m			
乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％			乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％				
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上			なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上				
低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い			低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い				
霜	最低気温 3℃以下			霜	最低気温 3℃以下				
着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				「気象庁発表基準変更に伴う修正」	
(2) 警報発表基準				(2) 警報発表基準					
大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15	大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15		
	土砂災害	土壌雨量指数基準	153		土砂災害	土壌雨量指数基準	141		
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
(略)				(略)					「気象庁発表基準変更に伴う修正」
第3章 災害情報通信計画				第3章 災害情報通信計画					
第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画				第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画					
1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準				1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準					
(1) 注意報発表基準				(1) 注意報発表基準					
大 雨※1	表面雨量指数基準	9		大 雨※1	表面雨量指数基準	9			
	土壌雨量指数基準	90			土壌雨量指数基準	102			
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.8 熊穴川流域＝4.6		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.9 熊穴川流域＝4.6			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
強 風	平均風速	12m/s		強 風	平均風速	12m/s			
風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う		風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う			
大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m		大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m			
雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合				
融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計				
濃 霧	視程	200m		濃 霧	視程	200m			
乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％			乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％				
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上			なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上				
低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い			低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い				
霜	最低気温 3℃以下			霜	最低気温 3℃以下				
着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				「気象庁発表基準変更に伴う修正」	
(2) 警報発表基準				(2) 警報発表基準					
大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15	大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15		
	土砂災害	土壌雨量指数基準	153		土砂災害	土壌雨量指数基準	141		
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
(略)				(略)					「気象庁発表基準変更に伴う修正」
第3章 災害情報通信計画				第3章 災害情報通信計画					
第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画				第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画					
1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準				1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準					
(1) 注意報発表基準				(1) 注意報発表基準					
大 雨※1	表面雨量指数基準	9		大 雨※1	表面雨量指数基準	9			
	土壌雨量指数基準	90			土壌雨量指数基準	102			
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.8 熊穴川流域＝4.6		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.9 熊穴川流域＝4.6			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
強 風	平均風速	12m/s		強 風	平均風速	12m/s			
風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う		風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う			
大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m		大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 c m			
雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合				
融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			融 雪	70mm以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計				
濃 霧	視程	200m		濃 霧	視程	200m			
乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％			乾 燥	最小湿度 30％ 実行湿度 60％				
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上			なだれ	①24 時間降雪の深さ 30 c m以上 ②積雪の深さ 50 c m以上で、日平均気温が 5℃以上				
低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い			低 温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い				
霜	最低気温 3℃以下			霜	最低気温 3℃以下				
着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。 ※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。				「気象庁発表基準変更に伴う修正」	
(2) 警報発表基準				(2) 警報発表基準					
大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15	大 雨※1	浸水害	表面雨量指数基準	15		
	土砂災害	土壌雨量指数基準	153		土砂災害	土壌雨量指数基準	141		
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝4.8 熊穴川流域＝5.8			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
(略)				(略)					「気象庁発表基準変更に伴う修正」
第3章 災害情報通信計画				第3章 災害情報通信計画					
第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画				第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画					
1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準				1 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の種類並びに発表基準					
(1) 注意報発表基準				(1) 注意報発表基準					
大 雨※1	表面雨量指数基準	9		大 雨※1	表面雨量指数基準	9			
	土壌雨量指数基準	90			土壌雨量指数基準	102			
洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.8 熊穴川流域＝4.6		洪 水※2	流域雨量指数基準	ラウネ川流域＝3.9 熊穴川流域＝4.6			
	複合基準	－			複合基準	－			
	指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[納内・橋本町], 空知川下流[赤平]			
強 風	平均風速	12m/s		強 風	平均風速	12m/s			
風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う		風 雪	平均風速	10m/ s 雪による視程障がいを伴う			
大 雪	降雪の深さ	12							

旧	新(R7. 8)	備 考																																																									
2 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の伝達系統並びに方法 （略） 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達責任者一覧	2 予報（注意報を含む。）、警報、特別警報及び情報等の伝達系統並びに方法 （略） 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達責任者一覧	組織変更による修正																																																									
<table><tr><th>伝 達 先</th><th>伝達責任者</th><th>伝達方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>庁内関係各部課</td><td>防災危機対策課長</td><td>口頭・庁内放送</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>庁外関係各課等</td><td>〃</td><td>電話・口頭</td></tr><tr><td>滝川地区広域消防事務組合</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>関係機関・団体</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>町内会長</td><td>市民生活部長</td><td>〃</td><td>広報車</td></tr><tr><td>保育所</td><td><u>保健福祉部長</u></td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td>各学校・幼稚園</td><td>教 育 部 長</td><td></td><td>小・中・高等学校</td></tr></table> （略）	伝 達 先		伝達責任者	伝達方法	備 考	庁内関係各部課	防災危機対策課長	口頭・庁内放送		庁外関係各課等	〃	電話・口頭	滝川地区広域消防事務組合	〃	〃	関係機関・団体	〃	〃	町内会長	市民生活部長	〃	広報車	保育所	<u>保健福祉部長</u>	〃		各学校・幼稚園	教 育 部 長		小・中・高等学校	<table><tr><th>伝 達 先</th><th>伝達責任者</th><th>伝達方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>庁内関係各部課</td><td>防災危機対策課長</td><td>口頭・庁内放送</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>庁外関係各課等</td><td>〃</td><td>電話・口頭</td></tr><tr><td>滝川地区広域消防事務組合</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>関係機関・団体</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>町内会長</td><td>市民生活部長</td><td>〃</td><td>広報車</td></tr><tr><td>保育所</td><td><u>健康こども未来部長</u></td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td>各学校・幼稚園</td><td>教 育 部 長</td><td><u>〃</u></td><td>小・中・高等学校</td></tr></table> （略）	伝 達 先	伝達責任者	伝達方法	備 考	庁内関係各部課	防災危機対策課長	口頭・庁内放送		庁外関係各課等	〃	電話・口頭	滝川地区広域消防事務組合	〃	〃	関係機関・団体	〃	〃	町内会長	市民生活部長	〃	広報車	保育所	<u>健康こども未来部長</u>	〃		各学校・幼稚園	教 育 部 長	<u>〃</u>
伝 達 先	伝達責任者	伝達方法	備 考																																																								
庁内関係各部課	防災危機対策課長	口頭・庁内放送																																																									
庁外関係各課等	〃	電話・口頭																																																									
滝川地区広域消防事務組合	〃	〃																																																									
関係機関・団体	〃	〃																																																									
町内会長	市民生活部長	〃	広報車																																																								
保育所	<u>保健福祉部長</u>	〃																																																									
各学校・幼稚園	教 育 部 長		小・中・高等学校																																																								
伝 達 先	伝達責任者	伝達方法	備 考																																																								
庁内関係各部課	防災危機対策課長	口頭・庁内放送																																																									
庁外関係各課等	〃	電話・口頭																																																									
滝川地区広域消防事務組合	〃	〃																																																									
関係機関・団体	〃	〃																																																									
町内会長	市民生活部長	〃	広報車																																																								
保育所	<u>健康こども未来部長</u>	〃																																																									
各学校・幼稚園	教 育 部 長	<u>〃</u>	小・中・高等学校																																																								

旧	新(R7.8)	備 考
別図 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等伝達系統図  (略)	別図 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等伝達系統図  (略)	「道修正」

旧			新(R7.8)			備 考
第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画 (略) 2 要配慮者利用施設への情報伝達 (1) 要配慮者利用施設 (略) 要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第4号ロに該当するもの）			第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画 (略) 2 要配慮者利用施設への情報伝達 (1) 要配慮者利用施設 (略) 要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第4号ロに該当するもの）			廃止
No.	施設名称	所在地	No.	施設名称	所在地	
1	滝川市こども発達支援センター	滝川市栄町1丁目7番14号	1	滝川市こども発達支援センター	滝川市栄町1丁目7番14号	
2	滝川市こどもセンター（めもる）	滝川市花月町2丁目5番1号	2	滝川市こどもセンター（めもる）	滝川市花月町2丁目5番1号	
3	花月保育所	滝川市花月町2丁目5番1号	3	花月保育所	滝川市花月町2丁目5番1号	
4	滝川中央保育所	滝川市明神町3丁目7番24号	4	滝川中央保育所	滝川市明神町3丁目7番24号	
5	滝川幼稚園	滝川市栄町2丁目7番13号	5	滝川幼稚園	滝川市栄町2丁目7番13号	
6	滝川市立病院	滝川市大町2丁目2番34号	6	滝川市立病院	滝川市大町2丁目2番34号	
7	滝川脳神経外科病院（保育所 たいようを含む）	滝川市西町1丁目2番5号	7	滝川脳神経外科病院（保育所 たいようを含む）	滝川市西町1丁目2番5号	
<u>10</u>	介護付有料老人ホーム フルールハピネスたきかわ（託児所を含む）	滝川市栄町1丁目11番30号	<u>8</u>	介護付有料老人ホーム フルールハピネスたきかわ（託児所を含む）	滝川市栄町1丁目11番30号	
<u>11</u>	カーサシーザーズ	滝川市本町1丁目5番27号	<u>9</u>	カーサシーザーズ	滝川市本町1丁目5番27号	
<u>12</u>	介護付有料老人ホーム あおぞら	滝川市花月町3丁目6番17号	<u>10</u>	介護付有料老人ホーム あおぞら	滝川市花月町3丁目6番17号	
<u>14</u>	<u>グループホームともだちの家</u>	<u>滝川市西町2丁目3番47号</u>	<u>(削除)</u>			
<u>15</u>	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町2丁目1番23号	<u>11</u>	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町2丁目1番23号	
<u>16</u>	介護サービスセンター こうよう（医療法人翔陽会）	滝川市西町1丁目3番13号	<u>12</u>	介護サービスセンター こうよう（医療法人翔陽会）	滝川市西町1丁目3番13号	
<u>19</u>	ニチイケアセンターせせらぎ公園	滝川市中島町1丁目16番地2	<u>13</u>	ニチイケアセンターせせらぎ公園	滝川市中島町1丁目16番地2	
<u>20</u>	眼科 近藤医院	滝川市本町2丁目3番23号	<u>14</u>	眼科 近藤医院	滝川市本町2丁目3番23号	
<u>21</u>	そらち乳腺・肛門外科クリニック	滝川市明神町4丁目10番8号	<u>15</u>	そらち乳腺・肛門外科クリニック	滝川市明神町4丁目10番8号	
<u>22</u>	サービス付き高齢者向け住宅 ゆい	滝川市新町3丁目11番29号	<u>16</u>	サービス付き高齢者向け住宅 ゆい	滝川市新町3丁目11番29号	
<u>23</u>	サービス付き高齢者向け住宅 土筆	滝川市東町4丁目117番地10	<u>17</u>	サービス付き高齢者向け住宅 土筆	滝川市東町4丁目117番地10	
<u>24</u>	デイサービス 土筆 （小規模多機能型居宅介護 土筆を含む）	滝川市東町4丁目117番地24	<u>18</u>	デイサービス 土筆 （小規模多機能型居宅介護 土筆を含む）	滝川市東町4丁目117番地24	住所変更
<u>25</u>	健康スタジオデイサービス スロウ滝川	<u>滝川市本町1丁目1番24号</u>	<u>19</u>	健康スタジオデイサービス スロウ滝川	<u>滝川市大町2丁目1番33号</u>	
<u>26</u>	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ滝川	滝川市東町2丁目1番12号	<u>20</u>	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ滝川	滝川市東町2丁目1番12号	
<u>29</u>	グループホーム 土筆	滝川市東町4丁目117番地24	<u>21</u>	グループホーム 土筆	滝川市東町4丁目117番地24	
<u>30</u>	グループホーム 土筆の郷 （託児室、小規模多機能型居宅介護土筆の郷を含む）	滝川市東町4丁目2番11号	<u>22</u>	グループホーム 土筆の郷 （託児室、小規模多機能型居宅介護土筆の郷を含む）	滝川市東町4丁目2番11号	文言整理
<u>31</u>	<u>エバーサポート 山一</u>	滝川市本町2丁目4番13号	<u>23</u>	<u>エバーサポート 山一</u>	滝川市本町2丁目4番13号	
<u>32</u>	カーサシーザーズ 2号館（グループホームくらす、小規模多機能型居宅介護てらすを含む。）	滝川市栄町3丁目6番12号	<u>24</u>	カーサシーザーズ 2号館（グループホームくらす、小規模多機能型居宅介護てらすを含む。）	滝川市栄町3丁目6番12号	
<u>33</u>	シーザーズ（保育所エンゼルブロス、通所リハビリテーションあえる、カーサシーザーズ3－3を含む）	滝川市栄町3丁目3番16号	<u>25</u>	シーザーズ（保育所エンゼルブロス、通所リハビリテーションあえる、カーサシーザーズ3－3を含む）	滝川市栄町3丁目3番16号	
<u>34</u>	北のユートピア 寿泉	滝川市栄町4丁目6番16号	<u>26</u>	北のユートピア 寿泉	滝川市栄町4丁目6番16号	名称変更
<u>38</u>	<u>文屋内科消化器科医院（そよかぜ）</u>	滝川市空知町2丁目4番10号	<u>27</u>	<u>医療法人社団青藍会クリニック 通所リハビリテーション そよかぜ</u>	滝川市空知町2丁目4番10号	
<u>40</u>	なかよしハウス	滝川市西町2丁目2番74号	<u>28</u>	なかよしハウス	滝川市西町2丁目2番74号	
<u>41</u>	滝川市立病院 院内保育所 ゆめみな	滝川市大町1丁目1番17号	<u>29</u>	滝川市立病院 院内保育所 ゆめみな	滝川市大町1丁目1番17号	
<u>42</u>	リハ ヒーリング・ハーブ	滝川市大町1丁目1番23号	<u>30</u>	リハ ヒーリング・ハーブ	滝川市大町1丁目1番23号	文言整理
<u>43</u>	デイサービス なお	滝川市栄町2丁目6番20号	<u>31</u>	デイサービス なお	滝川市栄町2丁目6番20号	
<u>45</u>	<u>共同生活援助 緑町はうす</u>	滝川市緑町3丁目7番19号	<u>32</u>	<u>共同生活援助 緑町桜はうす</u>	滝川市緑町3丁目7番19号	
<u>46</u>	若草友の会共同作業所	滝川市大町1丁目7番21号	<u>33</u>	若草友の会共同作業所	滝川市大町1丁目7番21号	
<u>47</u>	CONNECT	滝川市栄町2丁目3番4号	<u>34</u>	CONNECT	滝川市栄町2丁目3番4号	

旧			新(R7. 8)			備 考
48	アドバンス	滝川市大町1丁目4番26号	35	アドバンス	滝川市大町1丁目4番26号	廃止
49	グループホーム ゆるり	滝川市明神町2丁目3番26号	36	グループホーム ゆるり	滝川市明神町2丁目3番26号	
50	桔梗	滝川市有明町5丁目1番85号	37	桔梗	滝川市有明町5丁目1番85号	
51	ひなた	滝川市空知町2丁目5番21号	38	ひなた	滝川市空知町2丁目5番21号	
52	トータルサポート riaru〜リアル〜	滝川市本町2丁目5番22号	39	トータルサポート riaru〜リアル〜	滝川市本町2丁目5番22号	
53	こども通所支援センター かがやき	滝川市大町4丁目5番19号		(削除)		
54	放課後等デイサービス きっずていく たきかわ	滝川市東町1丁目8番32号	40	放課後等デイサービス きっずていく たきかわ	滝川市東町1丁目8番32号	
55	暑寒の里いろどり	滝川市本町2丁目5番18号	41	暑寒の里いろどり	滝川市本町2丁目5番18号	
56	放課後等デイサービス こころる	滝川市明神町3丁目1番20号	42	放課後等デイサービス こころる滝川	滝川市明神町3丁目1番20号	
57	滝川更生園（滝川新生園を含む）	滝川市江部乙町725番地1	43	滝川更生園（滝川新生園を含む）	滝川市江部乙町725番地1	
58	グループホーム カルミア	滝川市東町7丁目219番地6	44	グループホーム カルミア	滝川市東町7丁目219番地6	文言整理
59	ニチイケアセンター滝川	滝川市大町3丁目1番5号	45	ニチイケアセンター滝川	滝川市大町3丁目1番5号	
60	グループホーム リアルの家	滝川市花月町2丁目11番22号	46	グループホーム リアルの家	滝川市花月町2丁目11番22号	
(略)			47	滝川市身体障害者協会	滝川市西町2丁目2番1号	
(略)			(略)			追加
別表3 被害状況判定基準			別表3 被害状況判定基準			
被害区分		判定基準	被害区分		判定基準	「道修正」
① 人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、A町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市の調査と警察調査が一致すること。	① 人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) 死体を確認したもの（身元不明のものも含む。）については、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町村）」以下同じ。）で計上する。 (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市の調査と警察調査が一致すること。	
(略)			(略)			

滝川市地域防災計画新旧対照表

旧	新(R7. 8)	備 考
第4章 災害予防計画 第1節 防災教育及び訓練計画 災害応急対策を円滑かつ迅速に実施し、並びに防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、この計画の定めるところによる。 また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において要支援者を支援する体制が確立されるよう努める。<u>。(追加)</u> (略) 第7節 避難行動要支援者対策計画 (略) 2 市の対策 (略) (4) 避難支援等関係者への事前の名簿の提供 (略) イ <u>北海道警察札幌方面滝川警察署</u> (略) 4 外国人に対する対策 (略) (1) 多言語による広報の充実 (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 (略) 第8節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略) 4 自主防災組織の活動 (略) <u>(追加)</u> (ウ) 避難訓練 避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。 (エ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。 (オ) 図上訓練 市内の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上訓練を実施する。 (略)	第4章 災害予防計画 第1節 防災教育及び訓練計画 災害応急対策を円滑かつ迅速に実施し、並びに防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、この計画の定めるところによる。 また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において要支援者を支援する体制が確立されるよう努める<u>とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成等、防災の取組への男女共同参画に努める。</u> (略) 第7節 避難行動要支援者対策計画 (略) 2 市の対策 (略) (4) 避難支援等関係者への事前の名簿の提供 (略) イ <u>北海道札幌方面滝川警察署</u> (略) 4 外国人に対する対策 (略) (1) <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等、</u>多言語による広報の充実 (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化<u>及びピクトグラム化</u> (略) 第8節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略) 4 自主防災組織の活動 (略) <u>(ウ) 避難所開設・運営訓練</u> <u>指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。</u> (エ) 避難訓練 避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。 (オ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。 (カ) 図上訓練 市内の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上訓練を実施する。 (略)	「道修正」 文言整理 「道修正」 「道修正」

旧	新 (R7. 8)	備 考
<u>(新設)</u>	<u>6 滝川市防災サポーター</u> <u>(1) 目的</u> <u>防災に関する最新の知識や技術を習得していただき、避難所でのリーダーを担っていただくこ</u> <u>とともに、防災訓練等で市民一人ひとりの防災意識を高めることを目的とする。</u> <u>(2) 拡充・養成</u> <u>滝川市防災サポーターの拡充・養成のため、定期的に研修等を実施し、防災・減災能力の向上</u> <u>を図る。</u>	滝川市防災サポーターの追加

旧	新(R7. 8)	備 考
第5章 災害応急対策計画 (略) 第2節 動員計画 (略) 1 平常勤務時の伝達系統及び方法 職員の動員は、本部の配備体制に従って、本部長の決定に基づき各班長に対し庁内放送、電話等で行うものとする。 なお、各班長はあらかじめ班内の伝達系統を定めておくものとする。 本部長 (市長) 副本部長 (副市長) 統括部長 (総務部長) 各部長 統括班長 (防災危機対策課長) 各部班長 各班員 (略) 第3節 他機関に対する応援出動要請 1 道及び他市町村等に対する要請 (1) 要請の決定 各班長は、道及び他市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要があるときは、<u>統括班長を通じて</u>本部長に報告するものとする。 この場合において、本部長は、<u>直</u>ちに本部員会議を招集し、協議の上要請の可否を決定するものとする。 (略) 第5節 避難救出計画 (略) 1 避難計画 (略) (3) 緊急安全確保及び避難指示又は高齢者等避難情報の伝達方法 (略) (キ) 注意事項 a 携行品は、<u>限られたものだけにする。(食糧、水筒、タオル、ポケットティッシュ、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、貴重品等)</u> b 服装は必要に応じ、帽子、<u>頭巾</u>、雨合羽、防寒用具等を携帯する。 (略) (6) 避難所の機能別分類 (P5-15「避難所一覧表」) (略)	第5章 災害応急対策計画 (略) 第2節 動員計画 (略) 1 平常勤務時の伝達系統及び方法 職員の動員は、本部の配備体制に従って、本部長の決定に基づき<u>各部長</u>が各班長に対し行うものとする。 なお、各班長はあらかじめ班内の伝達系統を定めておくものとする。 本部長 (市長) 副本部長 (副市長) 統括部長 (総務部長) 各部長 各部班長 各班員 統括班長 (防災危機対策課長) (略) 第3節 他機関に対する応援出動要請 1 道及び他市町村等に対する要請 (1) 要請の決定 各班長は、道及び他市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要があるときは、<u>各班長から各部長、各部長から統括部長</u>を通じて本部長に報告するものとする。 この場合において、本部長は直ちに本部員会議を招集し、協議の上要請の可否を決定するものとする。 (略) 第5節 避難救出計画 (略) 1 避難計画 (略) (3) 緊急安全確保及び避難指示又は高齢者等避難情報の伝達方法 (略) (キ) 注意事項 a 携行品は、<u>避難生活で必要な最低限のものを持参する。ただし、避難行動に支障のない範囲とする。</u> b 服装は必要に応じ、<u>ヘルメット</u>、帽子、雨合羽、防寒用具等を携帯する。 (略) (6) 避難所の機能別分類 (P5-15「避難所一覧表」) (略)	指揮命令系統の整理 指揮命令系統の整理 文言整理

旧										新(R7. 8)										備 考		
避難所一覧表										避難所一覧表										誤記修正		
施設等名称	基幹避難所	地域避難所	地震時 (耐震化済)	大規模水害時 (浸水想定区域外)			指定緊急避難場所 (災害種別)				施設等名称	基幹避難所	地域避難所	地震時 (耐震化済)	大規模水害時 (浸水想定区域外)			指定緊急避難場所 (災害種別)				
			見直し後 収容人数 (～20%縮小)	見直し後 収容人数 (～20%縮小)	感染症対策下 の収容人数 (最大)	洪水	土砂災害	地震	大規模な 火事 (敷地のみ)	見直し後 収容人数 (～20%縮小)				見直し後 収容人数 (～20%縮小)	感染症対策下 の収容人数 (最大)	洪水	土砂災害	地震	大規模な 火事 (敷地のみ)			
明苑中学校		○	553 ～ 664				×	－	○	○	明苑中学校		○	553 ～ 664				×	－	○	○	
滝川第三小学校	○		493 ～ 590				×	－	○	○	滝川第三小学校	○		493 ～ 590				×	－	○	○	
こどもセンターめもる		○	71 ～ 85				×	－	○	×	こどもセンターめもる		○	71 ～ 85				×	－	○	×	
東地区コミュニティセンター		○	79 ～ 95				×	－	○	×	東地区コミュニティセンター		○	79 ～ 95				×	－	○	×	
滝川高等学校		○	544 ～ 653				×	－	○	○	滝川高等学校		○	544 ～ 653				×	－	○	○	
本町地区 コミュニティセンター		○	79 ～ 95				×	－	○	×	本町地区 コミュニティセンター		○	79 ～ 95				×	－	○	×	
中央児童センター		○	294 ～ 353				×	－	○	×	中央児童センター		○	294 ～ 353				×	－	○	×	
滝川工業高等学校		○	342 ～ 410	342 ～ 410	432		○	－	○	○	滝川工業高等学校		○	342 ～ 410	342 ～ 410	432		○	－	○	○	
江陵中学校	○		452 ～ 542	452 ～ 542	570		○	○	○	○	江陵中学校	○		452 ～ 542	452 ～ 542	570		○	○	○	○	
滝川第一小学校		○	524 ～ 629	524 ～ 629	474		○	○	○	○	滝川第一小学校		○	524 ～ 629	524 ～ 629	474		○	○	○	○	
東小学校	○		401 ～ 481	401 ～ 481	420		○	○	○	○	東小学校	○		401 ～ 481	401 ～ 481	420		○	○	○	○	
中地区コミュニティセンター		○	77 ～ 92	77 ～ 92	110		○	－	○	×	中地区コミュニティセンター		○	77 ～ 92	77 ～ 92	110		○	－	○	×	
滝川市スポーツセンター 第1体育館	○		378 ～ 454	378 ～ 454	468		○	－	○	○	滝川市スポーツセンター 第1体育館	○		378 ～ 454	378 ～ 454	468		○	－	○	○	
滝川市スポーツセンター 第2体育館	○		225 ～ 270	225 ～ 270	122		○	－	○	○	滝川市スポーツセンター 第2体育館	○		225 ～ 270	225 ～ 270	122		○	－	○	○	
三世代交流センター 北地区分館		○	44 ～ 53	44 ～ 53	62		○	－	○	×	三世代交流センター 北地区分館		○	44 ～ 53	44 ～ 53	62		○	－	○	×	
東滝川地区転作研修センター		○	90 ～ 108	90 ～ 108	158		○	－	○	×	東滝川地区転作研修センター		○	90 ～ 108	90 ～ 108	158		○	－	○	×	
花・野菜技術センター		○	82 ～ 98	82 ～ 98	84		○	－	○	○	花・野菜技術センター		○	82 ～ 98	82 ～ 98	84		○	－	○	○	
滝川第二小学校		○	509 ～ 611	509 ～ 611	462		○	－	○	○	滝川第二小学校		○	509 ～ 611	509 ～ 611	462		○	－	○	○	
北地区コミュニティセンター		○	71 ～ 85	71 ～ 85	110		○	－	○	×	北地区コミュニティセンター		○	71 ～ 85	71 ～ 85	110		○	－	○	×	
開西中学校	○		409 ～ 491				×	－	○	○	開西中学校	○		409 ～ 491				×	－	○	○	
西小学校		○	344 ～ 413				×	－	○	○	西小学校		○	344 ～ 413				×	－	○	○	
滝川西高等学校		○	807 ～ 969				×	－	○	○	滝川西高等学校		○	807 ～ 969				×	－	○	○	
三世代交流センター		○	197 ～ 236				×	－	○	×	三世代交流センター		○	197 ～ 236				×	－	○	×	
泉町福祉会館		○		64 ～ 77	96		○	－	－	×	泉町福祉会館		○		64 ～ 77	96		○	－	－	×	
扇町地区 コミュニティセンター		○	52 ～ 62				×	－	○	×	扇町地区 コミュニティセンター		○	52 ～ 62				×	－	○	×	
幸町地区 コミュニティセンター		○	64 ～ 77	64 ～ 77	68		○	－	○	×	幸町地区 コミュニティセンター		○	64 ～ 77	64 ～ 77	68		○	－	○	×	
滝川ふれ愛の里		○	86 ～ 103				×	－	○	○	滝川ふれ愛の里		○	86 ～ 103				×	－	○	○	
江部乙小学校		○	259 ～ 311	259 ～ 311	312		○	－	○	○	江部乙小学校		○	259 ～ 311	259 ～ 311	312		○	－	○	○	
農村環境改善センター		○	231 ～ 277	231 ～ 277	166		○	－	○	○	農村環境改善センター	○		231 ～ 277	231 ～ 277	166		○	－	○	○	
道の駅たきかわ※		○	45 ～ 51	45 ～ 51	57		○	－	○	○	道の駅たきかわ※		○	45 ～ 51	45 ～ 51	57		○	－	○	○	
計			7,757 ～ 9,307	3,813 ～ 4,575	4,171						計			7,757 ～ 9,307	3,813 ～ 4,575	4,171						
※道の駅たきかわは、指定避難所の要件を満たしていないため、指定緊急避難場所としてのみの登録										※道の駅たきかわは、指定避難所の要件を満たしていないため、指定緊急避難場所としてのみの登録												

旧	新(R7.8)	備 考																												
(7) 広域避難場所（大火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。） <table><tr><th>避難対象地区</th><th>避難場所名称・面積</th><th>施設管理責任者</th><th>連絡電話番号</th></tr><tr><td rowspan="3">全地域</td><td>滝の川公園（運動広場等）179,600 m²</td><td>指定管理者</td><td>23-4617</td></tr><tr><td>滝川ふれ愛の里（広場等）36,700 m²</td><td><u>指定管理者</u></td><td>26-2000</td></tr><tr><td><u>丸加高原健康の郷（広場等）4,200 m²</u></td><td><u>産業振興部</u></td><td><u>75-5451</u></td></tr></table> (略) (8) 水害時における避難所開設の考え方 ア 自主避難所の開設 自主避難とは、災害時に市が発令する「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全確保」を待たずに、自主的に避難することであり、自然災害など身の回りに危険を感じ、自主的に避難することを行う。 また、停電時の対応は基本的には北海道電力ネットワーク株式会社となりますが、平成30年9月の北海道胆振東部地震のブラックアウトのような大規模停電の場合などは、必要に応じて自主避難所開設の検討を行う。 なお、非常用発電機の外部接続が可能な避難所は、滝川市スポーツセンター第1体育館、東滝川地区転作研修センター、農村環境改善センターの<u>3か所</u>となっている。 (略) (10) 福祉避難所 (略) イ 福祉避難所における避難所の開設と運営 (略) (カ) 福祉避難所への避難者数を抑えるためにも、日ごろから親族等による受入も含めた<u>個人支援プラン</u>の作成を促進する。 (略) (12) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（以下「避難所」という。）の運営管理 (略) <u>(追加)</u> <u>オ</u> 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 <u>カ</u> 滝川警察署は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努める。 <u>キ</u> 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。 <u>ク</u> 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。 <u>ケ</u> 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。 <u>コ</u> 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するよう努めるものとする。	避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理責任者	連絡電話番号	全地域	滝の川公園（運動広場等）179,600 m ²	指定管理者	23-4617	滝川ふれ愛の里（広場等）36,700 m ²	<u>指定管理者</u>	26-2000	<u>丸加高原健康の郷（広場等）4,200 m²</u>	<u>産業振興部</u>	<u>75-5451</u>	(7) 広域避難場所（+火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。）<u>○</u> <table><tr><th>避難対象地区</th><th>避難場所名称・面積</th><th>施設管理責任者</th><th>連絡電話番号</th></tr><tr><td rowspan="3">全地域</td><td>滝の川公園（運動広場等）179,600 m²</td><td>指定管理者</td><td>23-4617</td></tr><tr><td>滝川ふれ愛の里（広場等）36,700 m²</td><td><u>滝川市</u></td><td>26-2000</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table> (略) (8) 水害時における避難所開設の考え方 ア 自主避難所の開設 自主避難とは、災害時に市が発令する「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全確保」を待たずに、自主的に避難することであり、自然災害など身の回りに危険を感じ、自主的に避難することを行う。 また、停電時の対応は基本的には北海道電力ネットワーク株式会社となりますが、平成30年9月の北海道胆振東部地震のブラックアウトのような大規模停電の場合などは、必要に応じて自主避難所開設の検討を行う。 なお、非常用発電機の外部接続が可能な避難所は、滝川市スポーツセンター第1体育館、東滝川地区転作研修センター、農村環境改善センター、<u>滝川第三小学校の4か所</u>となっている。 (略) (10) 福祉避難所 (略) イ 福祉避難所における避難所の開設と運営 (略) (カ) 福祉避難所への避難者数を抑えるためにも、日ごろから親族等による受入も含めた<u>個別避難計画</u>の作成を促進する。 (略) (12) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（以下「避難所」という。）の運営管理 (略) <u>オ</u> 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 <u>カ</u> 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 <u>キ</u> 滝川警察署は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努める。 <u>ク</u> 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。 <u>ケ</u> 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。 <u>コ</u> 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。 <u>サ</u> 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するよう努めるものとする。	避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理責任者	連絡電話番号	全地域	滝の川公園（運動広場等）179,600 m ²	指定管理者	23-4617	滝川ふれ愛の里（広場等）36,700 m ²	<u>滝川市</u>	26-2000	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	施設管理者の変更 休館により削除 施設追加 文言整理 「道修正」
避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理責任者	連絡電話番号																											
全地域	滝の川公園（運動広場等）179,600 m ²	指定管理者	23-4617																											
	滝川ふれ愛の里（広場等）36,700 m ²	<u>指定管理者</u>	26-2000																											
	<u>丸加高原健康の郷（広場等）4,200 m²</u>	<u>産業振興部</u>	<u>75-5451</u>																											
避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理責任者	連絡電話番号																											
全地域	滝の川公園（運動広場等）179,600 m ²	指定管理者	23-4617																											
	滝川ふれ愛の里（広場等）36,700 m ²	<u>滝川市</u>	26-2000																											
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																											

旧	新(R7.8)	備 考																																																																
(略) 第6節 食料供給計画 (略) 3 食料供給の方法 (略) 別表（3の(2)関係） <table><tr><th colspan="4">炊き出し施設</th></tr><tr><th>施 設 名</th><th>所 在 地</th><th>1 回当り炊出能力</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>滝 川 第 二 小 学 校</td><td>滝の川町東1丁目1番45号</td><td>31.5kg</td><td>23-2786</td></tr><tr><td>滝川第三小学校共同調理場</td><td>花月町2丁目2番12号</td><td>31.5kg</td><td>24-6105</td></tr><tr><td>西小学校共同調理場</td><td>西町6丁目7番17号</td><td>31.5kg</td><td>24-6275</td></tr><tr><td>東 小 学 校</td><td>文京町2丁目1番1号</td><td>31.5kg</td><td>23-1591</td></tr><tr><td>江 陵 中 学 校</td><td>黄金町西1丁目7番18号</td><td>31.5kg</td><td>24-6156</td></tr><tr><td><u>江部乙共同調理場</u></td><td><u>江部乙町東13丁目1426番地1</u></td><td><u>31.5kg</u></td><td><u>75-2404</u></td></tr></table> (略) 第8節 給水計画 (略) 2 給水方法 中空知広域水道企業団災害・事故対策計画に基づき行う。 (1) 水道施設に被害のない場合 <u>消防タンク車</u>又は給水タンクによって給水する。 (2) 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合 被災地域は、直ちに断水し、関係住民に被害状況を周知徹底させ、<u>消防タンク車</u>、給水タンク又は給水用資器材により搬送給水する。 (3) 上水道施設全部が被災した場合 湧水又は表流水のろ過消毒を行い給水するほか、近隣市町に要請して飲料水の供給を受ける。 また、搬送給水は、<u>消防タンク車</u>又は給水タンクによるほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。 (略) 4 応援の要請 市長からの要請を受けて企業長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は道<u>へ</u>飲料水の供給の実施又はこれに要する要員若しくは給水資器材の応援を要請するものとする。 (略) 第11節 廃棄物処理及び環境保全計画 災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画の定めるところによる。 1 実施責任者 災害地における清掃は、市長（担当：派遣部）が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町に応援を要請する。	炊き出し施設				施 設 名	所 在 地	1 回当り炊出能力	電話番号	滝 川 第 二 小 学 校	滝の川町東1丁目1番45号	31.5kg	23-2786	滝川第三小学校共同調理場	花月町2丁目2番12号	31.5kg	24-6105	西小学校共同調理場	西町6丁目7番17号	31.5kg	24-6275	東 小 学 校	文京町2丁目1番1号	31.5kg	23-1591	江 陵 中 学 校	黄金町西1丁目7番18号	31.5kg	24-6156	<u>江部乙共同調理場</u>	<u>江部乙町東13丁目1426番地1</u>	<u>31.5kg</u>	<u>75-2404</u>	(略) 第6節 食料供給計画 (略) 3 食料供給の方法 (略) 別表（3の(2)関係） <table><tr><th colspan="4">炊き出し施設</th></tr><tr><th>施 設 名</th><th>所 在 地</th><th>1 回当り炊出能力</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>滝 川 第 二 小 学 校</td><td>滝の川町東1丁目1番45号</td><td>31.5kg</td><td>23-2786</td></tr><tr><td>滝川第三小学校共同調理場</td><td>花月町2丁目2番12号</td><td>31.5kg</td><td>24-6105</td></tr><tr><td>西小学校共同調理場</td><td>西町6丁目7番17号</td><td>31.5kg</td><td>24-6275</td></tr><tr><td>東 小 学 校</td><td>文京町2丁目1番1号</td><td>31.5kg</td><td>23-1591</td></tr><tr><td>江 陵 中 学 校</td><td>黄金町西1丁目7番18号</td><td>31.5kg</td><td>24-6156</td></tr><tr><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr></table> (略) 第8節 給水計画 (略) 2 給水方法 中空知広域水道企業団災害・事故対策計画に基づき行う。 (1) 水道施設に被害のない場合 <u>給水車</u>又は給水タンクによって給水する。 (2) 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合 被災地域は、直ちに断水し、関係住民に被害状況を周知徹底させ、<u>給水車</u>、給水タンク又は給水用資器材により搬送給水する。 (3) 上水道施設全部が被災した場合 湧水又は表流水のろ過消毒を行い給水するほか、近隣市町に要請して飲料水の供給を受ける。 また、搬送給水は、<u>給水車</u>又は給水タンクによるほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。 (略) 4 応援の要請 市長からの要請を受けて企業長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は道<u>、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、</u>飲料水の供給の実施又はこれに要する要員若しくは給水資器材の応援を要請するものとする。 (略) 第11節 廃棄物処理及び環境保全計画 災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画の定めるところによる。 <u>なお、災害廃棄物の処理については、「滝川市災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。</u> 1 実施責任者 <u>(1)</u> 災害地における清掃は、市長（担当：派遣部）が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町に応援を要請する。	炊き出し施設				施 設 名	所 在 地	1 回当り炊出能力	電話番号	滝 川 第 二 小 学 校	滝の川町東1丁目1番45号	31.5kg	23-2786	滝川第三小学校共同調理場	花月町2丁目2番12号	31.5kg	24-6105	西小学校共同調理場	西町6丁目7番17号	31.5kg	24-6275	東 小 学 校	文京町2丁目1番1号	31.5kg	23-1591	江 陵 中 学 校	黄金町西1丁目7番18号	31.5kg	24-6156	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	閉鎖により削除 給水車導入により修正 「道修正」 「滝川市災害廃棄物処理計画」策定に伴う変更
炊き出し施設																																																																		
施 設 名	所 在 地	1 回当り炊出能力	電話番号																																																															
滝 川 第 二 小 学 校	滝の川町東1丁目1番45号	31.5kg	23-2786																																																															
滝川第三小学校共同調理場	花月町2丁目2番12号	31.5kg	24-6105																																																															
西小学校共同調理場	西町6丁目7番17号	31.5kg	24-6275																																																															
東 小 学 校	文京町2丁目1番1号	31.5kg	23-1591																																																															
江 陵 中 学 校	黄金町西1丁目7番18号	31.5kg	24-6156																																																															
<u>江部乙共同調理場</u>	<u>江部乙町東13丁目1426番地1</u>	<u>31.5kg</u>	<u>75-2404</u>																																																															
炊き出し施設																																																																		
施 設 名	所 在 地	1 回当り炊出能力	電話番号																																																															
滝 川 第 二 小 学 校	滝の川町東1丁目1番45号	31.5kg	23-2786																																																															
滝川第三小学校共同調理場	花月町2丁目2番12号	31.5kg	24-6105																																																															
西小学校共同調理場	西町6丁目7番17号	31.5kg	24-6275																																																															
東 小 学 校	文京町2丁目1番1号	31.5kg	23-1591																																																															
江 陵 中 学 校	黄金町西1丁目7番18号	31.5kg	24-6156																																																															
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																																															

旧	新(R7.8)	備 考
<u>(追加)</u> (略) 第 1 3 節 障害物除去計画 災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与えると 思われる障害物の除去については、この計画の定めるところによる。 <u>(追加)</u> (略) 第 1 4 節 輸送計画 (略) 1 実施責任者 災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする（基本法第50条第2項）。災害 時輸送の統括は、<u>施設部</u>が行うものとする。 (略) 第 1 8 節 住宅対策計画 (略) 2 実施の方法 (略) (2) 応急仮設住宅 <u>(追加)</u> <u>ア</u> 入居対象者 原則として、次のいずれにも該当する者であること。 (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者 (イ) 居住する住宅がない者 (ウ) 自己の資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者 a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者 b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者 等 <u>イ</u> 入居者の選定 市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活状況を十分調査の上、決定するも のとする。 <u>ウ</u> 建設型応急住宅の建設 原則として建設型応急住宅の設置は、北海道知事が行う。また、建設場所については、原則として、 市有地を選定する。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。 エ 建設戸数 道は市長からの要請に基づき設置戸数を決定する。 オ <u>規模及び構造、存続期間</u> <u>(追加)</u>	<u>(2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は 所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。</u> (略) 第 1 3 節 障害物除去計画 災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与える と思われる障害物の除去については、この計画の定めるところによる。 <u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携 した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> (略) 第 1 4 節 輸送計画 (略) 1 実施責任者 災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする（基本法第50条第2項）。災害 時輸送の統括は、<u>統括部</u>が行うものとし、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付 のための確認手続きを発災前に行うことができる旨の周知等行う。 (略) 第 1 8 節 住宅対策計画 (略) 2 実施の方法 (略) (2) 応急仮設住宅 <u>ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。</u> <u>(ア) 建設型応急住宅</u> <u>プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置</u> <u>(イ) 賃貸型応急住宅</u> <u>民間賃貸住宅等の提供</u> <u>イ</u> 入居対象者 原則として、次のいずれにも該当する者であること。 (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者 (イ) 居住する住宅がない者 (ウ) 自己の資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者 a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者 b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企 業者等 <u>ウ</u> 入居者の選定 市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活状況を十分調査の上、決定する ものとする。 <u>(削除)</u> エ 設置戸数 <u>市長は知事に設置戸数を要請する。</u> オ <u>建設型応急住宅の建設地、構造等</u> <u>(ア) 建設場所については、原則として、市有地を選定する。ただし、市有地で適当な場所がな</u>	「滝川市災害廃棄物 処理計画」策定に伴う 変更 「道修正」 「道修正」 「道修正」

旧	新(R7. 8)	備 考
(ア) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 (イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。 (ウ) 維持管理 北海道知事が設置した場合、その維持管理は、北海道知事から委任を受けた市長が管理する。 (略) (3) 住宅の応急修理 (略) ウ 修理の範囲と費用 (略) (ウ) 費用 <u>費用は、</u>救助法及び関係法令の定めるところによる。 (略) 第21節 広域応援派遣計画 大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画の定めるところによる。 <u>(追加)</u> 第22節 自衛隊災害派遣要請計画 2 派遣活動 (略) (9) <u>炊飯及び</u>給水 (略)	<u>い場合は、適当な公有地及び私有地とする。</u> (イ) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 (ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。 (エ) 維持管理 北海道知事が設置した場合、その維持管理は、北海道知事から委任を受けた市長が管理する。 (略) (3) 住宅の応急修理 (略) ウ 修理の範囲と費用 (略) (ウ) 費用 救助法及び関係法令の定めるところによる。 (略) 第21節 広域応援派遣計画 大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画の定めるところによる。 <u>また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。</u> 第22節 自衛隊災害派遣要請計画 2 派遣活動 (略) (9) <u>給食、給水及び入浴支援</u> (略)	「道修正」 「道修正」

旧	新(R7. 8)	備 考
第 8 章 災害復旧計画 (略) <u>(追加)</u>	第 8 章 災害復旧計画 (略) <u>5 罹災証明書の交付</u> <u>(1) 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。</u> <u>(2) 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。</u> <u>(3) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> <u>(4) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u> <u>(5) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> <u>6 消防機関</u> <u>(1) 市長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができるものとする。</u> <u>(2) 消防事務の共同処理に関して、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。</u> <u>7 被災者台帳の作成</u> <u>(1) 市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u> <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。</u> <u>(2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</u> <u>ア 氏名</u> <u>イ 生年月日</u> <u>ウ 性別</u> <u>エ 住所又は居所</u> <u>オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</u> <u>カ 援護の実施の状況</u> <u>キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</u> <u>ク 電話番号その他の連絡先</u> <u>ケ 世帯の構成</u> <u>コ 罹災証明書の交付の状況</u> <u>サ 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</u> <u>シ サの提出先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</u> <u>ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用</u>	記載漏れによる追加

旧	新(R7. 8)	備 考
5 応急金融対策 (略)	等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項 に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 セ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 (3) 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 (4) 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。 8 台帳情報の利用及び提供 (1) 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。 ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。 (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報 ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲 エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的 オ その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項 (3) 市長は、(2) の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（本章 7（2）のス）を含めないものとする。 9 応急金融対策 (略)	